

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年4月15日学長裁定)

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学工事等成績評定評価委員会要項（令和元年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u></p> <p>(2) 施設課長</p> <p>(3) 施設課課長補佐</p> <p>(4) 施設課施設企画係長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 評価委員会に委員長を置き、事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u> をもって充てる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日付け人事異動にて業務担当の変更が生じたため。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u></p> <p>(2) 施設課長</p> <p>(3) 施設課課長補佐</p> <p>(4) 施設課施設企画係長</p> <p>(委員長)</p> <p>第4 評価委員会に委員長を置き、事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u> をもって充てる。</p> <p>(略)</p>